

熊本市・ハイデルベルク市青少年交流事業 募集要項

1 目的

熊本市の友好都市であるドイツ連邦共和国ハイデルベルク市との友好交流の一環として、両市青少年の相互交流を実施し、交流プログラムを通して本市の青少年に異文化に対する理解を深めてもらうとともに、広い国際的視野を身に付けた青少年の育成を図ることを目的とする。

2 主催 熊本市教育委員会

3 事業概要

令和7年度(2025年度)は熊本でハイデルベルク市からの青少年交流団と交流し、令和8年度(2026年度)にはハイデルベルク市を訪問して交流プログラムに参加できる方を募集する。

(1) 期間

受入：令和7年(2025年)8月1日(金)～8月11日(祝)(11日間)(※予定)

派遣：令和8年度(2026年度)の夏期休業期間中10日間程度

(2) 団員構成

○熊本市青少年交流団 24人

(内訳) 高校生青少年交流団員(以下、「団員」という。) 20人 (選考による)

役職員(団長・総務等) 4人

○ハイデルベルク市青少年交流団 24人

(内訳) 高校生青少年交流団員 20人

役職員(団長・総務等) 4人

(3) 滞在形態

受入(熊本市)：原則、自宅からの通いによる交流とするが、社会教育施設(金峰山自然の家)等への宿泊を2～3日程度予定している。

派遣(ハイデルベルク市)：原則、ハイデルベルク市青少年交流団員をホストファミリーとしたホームステイとする。

(4) 交流プログラム内容

受入：ア 市長、議長表敬

イ 社会体験・文化体験活動

ウ 教育・歴史文化施設等の見学

エ ホストファミリーとの交流活動

オ 対面式・お別れ会 等

派遣：ハイデルベルク市側の交流プログラムに基づく。

4 団員資格

団員については、次の要件をすべて満たす者とする。なお、令和8年度(2026年度)派遣時は、原則として令和7年度(2025年度)に選考した団員により編成する。

ア 原則として、熊本市内に居住または通学する高等学校またはそれに準ずる学校の1、2年生および熊本市立総合ビジネス専門学校1年生に在籍する方で、参加について保護者の同意及び学校長の承諾を受けた者

イ 心身共に健康で団体行動・団体生活に十分適応でき、主体性をもって国際交流に取り組む意欲のある者

ウ 過去に市費による海外派遣を経験していない者

エ 事前・事後研修に必ず出席できる者（事前3回、事後1回程度）

オ 令和7年度（2025年度）にホストファミリーとしてハイデルベルク市団員の受入（ホームステイ）ができること、令和8年度（2026年度）にハイデルベルク市を訪問（夏期休業期間中10日間程度）することについて、家族の理解と承諾が得られる者

※受入期間中には、社会教育施設（金峰山自然の家）等への宿泊を2～3日程度予定している。

また、ファミリーデーとして、ホストファミリーのみで活動してもらう日程を2～3日程度予定している。

5 団員の参加費について

（1）令和7年度（2025年度）受入時

熊本市青少年交流団員の費用については、徴収しない。ただし、ハイデルベルク市青少年交流団員のホームステイ中の食事代や交通費など、滞在中にかかる費用は各ホストファミリーが負担する。

（2）令和8年度（2026年度）派遣時

派遣に要する経費の団員負担等については、「熊本市青少年国際及び国内交流事業に係る派遣経費の参加者負担に関する要綱（平成9年4月1日制定）」に基づき、次のとおりとする。

① 旅行経費（交通費・食事代等）の2分の1程度（15万円上限）

② 旅券（パスポート）取得等旅行準備のための経費

③ 旅行傷害保険料（要加入）等

※経済的な理由等により、負担金の納入が困難な場合の免除制度あり。

6 団員の決定

（1）団員の選考について

ア 4の団員資格を有し、参加を希望する者は、次の書類を熊本市教育委員会に提出すること。

①本人の参加申込書兼保護者同意書・学校長承諾書（様式1の表面）

※申し込みの際には、必ず学校長の承諾を得ること。

②自己紹介書（様式1の裏面）

イ ①②の書類提出期日及び提出先

令和7年（2025年）5月20日（火）までに地域教育推進課に提出（郵送または持参）すること。

※郵送の場合、電話等で到達確認を行うこと。

ウ 選考（書類審査および面接）

参加希望者より提出された書類を審査後、令和7年（2025年）5月31日（土）もしくは6月1日（日）の面接会により合格者を決定。決定後は合否について各応募者に通知する。

（2）令和8年度（2026年度）派遣時においても、改めて参加申込書等の提出を求める（別途指示あり。）。

（3）団員に欠員が生じた場合は、補欠人員の次点順に選考する。

（4）熊本市教育委員会は上記（1）のとおり、団員として決定した後であっても、団員として不適当な事由が生じた者に対し、その資格を取り消すことができる。

7 研修会等の開催

研修会等に必ず出席すること（受入、派遣ともに各4回程度）。

なお、令和7年度（2025年度）受入時の研修日程は次のとおり。令和8年度（2026年度）派遣時の研修日程は未定。

研 修 名	日 時
結団式・第1回研修会	令和7年(2025年)6月21日(土)午前9時～午前12時 ○結団式・受入事業説明(午前9時～午前10時)※保護者も参加 ・団員紹介 ・日程およびプログラムの内容説明 ・ホームステイの心得 等 ○団員ミーティング(午前10時～午前12時)※団員のみ
第2回研修会	令和7年(2025年)7月5日(土) ※団員のみ、2～3時間程度
第3回研修会	令和7年(2025年)7月26日(土) ※団員のみ、2～3時間程度
事後研修会	令和7年(2025年)8月23日(土) ※団員のみ、2～3時間程度

会場：熊本市中央公民館(熊本市中央区草葉町5-1)

※日時および会場については予定のため、変更になる場合もある。

8 その他

- (1) 不可抗力(自然災害等)による事業中止の場合、主催者において対応を協議し、必要な措置を行う。
- (2) 旅行手配業務及び事前事後研修等の業務については別途委託し対応するもの。
- (3) その他必要な事項は、熊本市教育委員会で定めるものとする。